

こども・子育て支援会議 教育・保育施設等事故検証部会 運営規程

1 総則

この運営規程は、こども・子育て支援会議条例（以下「条例」という。）、及びこども・子育て支援会議運営要綱にもとづき、こども・子育て支援会議に設置した教育・保育施設等事故検証部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

2 委員構成

部会は、条例第6条第2項にもとづき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会の会議

- (1) 部会の会議は、条例第9条にもとづき、部会長が召集する。
- (2) 部会の議決は、これをもってこども・子育て支援会議の議決とする。
- (3) 部会長は、必要と認めるときは構成員以外の出席を求めることができる。

4 検証等事項

- (1) 大阪市内にある又は大阪市内で実施される特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「教育・保育施設等」という。）で発生した死亡事故等の重大な事故（以下「死亡事故等」という。）を検証の対象とする。
- (2) 部会が死亡事故等について検証する内容は次のとおりとする。
 - ①事案の発生経過と問題点、課題の整理
 - ②取り組むべき課題と再発防止策
 - ③その他検証に必要と認められる事項

5 検証方法

- (1) 部会における検証は、事例ごとに行う。なお検証にあたっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- (2) 検証を行うにあたっては、関係者から事案に関する情報の提供を求めるとともにヒアリング等を行い、情報の整理を行う。この情報をもとに現地調査その他必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。

6 報告

部会は、市内で発生した死亡事故等について調査・検証し、その結果及び再発防止のための提言をまとめ、大阪市に報告するものとする。

7 部会の開催

- (1) 教育・保育施設等で死亡事故が発生した場合は、事故発生後速やかに部会を開催するよう努める。
- (2) 教育・保育施設等で死亡事故以外の重大事故が発生した場合は、部会を随時開催するものとする。ただし、随時開催することが困難な場合、複数事例を合わせて部会を開催することもできる。
- (3) 部会は、個人情報保護等の観点から事例及び議題により非公開とすることができる。

8 守秘義務

部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

9 部会の庶務は、こども青少年局が処理する。

附則

この規程は、制定の日から施行し、平成 28 年 6 月 3 日から施行する。